

報道関係者 各位

感染症法に基づく急性脳炎として届出が行われた 新型インフルエンザ患者について

10月10日、愛知県豊田市より、感染症法に基づく急性脳炎として届出がなされるとともに、別添の通り情報提供がございましたので、お知らせいたします。

なお、患者の個人情報については、特段のご配慮をお願いいたします。

報道機関配布資料

件名

感染症法に基づく急性脳炎として届出が行われた 新型インフルエンザ患者について

〔内容〕

豊田市内の医療機関から、新型インフルエンザの感染が確認された患者について、感染症法に基づく急性脳炎の届出がありましたのでお知らせします。

1 患者概要

三好町在住、8歳男児、小学校3年生、基礎疾患なし。

2 経緯

10月7日

咳及び咽頭痛を呈する。

10月8日

昼から38度台の発熱を呈し、市外医療機関を受診。

10月9日

朝から39度台の発熱を呈し、市外医療機関を再診。

インフルエンザ簡易検査でインフルエンザA型が陽性。

夕方頃から意識障害が見られたため、市外医療機関を再診し急性脳炎の疑いがあるとして市内の医療機関を紹介され、同院に入院。

10月10日

愛知県衛生研究所でPCR検査を実施し、新型インフルエンザ(A/H1N1)が陽性となり患者と確定。

医療機関より感染症法に基づく急性脳炎の届出。

3 患者の容態

現在、意識障害は回復し、容態は安定しています。

※患者の個人情報には、特段のご配慮をお願いします。

●問合せ	福祉保健部 感染症予防課	○添付資料	有・ <input type="checkbox"/> 無
●担当者	寺田、池田 (内線)7316	○写真	有・ <input type="checkbox"/> 無

(直通)0565-34-6180

提出は紙面31部及び原稿データ。紙資源及び経費削減のため両面印刷にご理解とご協力をお願いします。

21. 10. 10